

クロスワード心理研究会 会則

第1章 名称と所在地

- 第 1 条【名称】 本会は クロスワード心理研究会と称する。
- 第 2 条【事務所】 本会の本部事務局は大阪府高槻市辻子3丁目 68-30とする。

第2章 目的および事業

- 第 3 条【目的】 本会は対人援助に関心を持つ者が知識・技術の交流と親睦を図り、カウンセリング及び心理学、その近接領域における講習と実践活動の発展に寄与することを目的とする。
- 第 4 条【事業】 本会は前条の目的を達するために下記事業を行う。
1. 会員の資質と技能の向上をはかるための勉強会及び諸活動。
 2. 会員の身分の安定をはかるための諸活動。
 3. 会員相互の連繋・協力および情報交換、親睦増進のための諸活動。
 4. その他必要な事業および活動。

第3章 会員

- 第 5 条【会員】 本会は対人援助に関心を持ち、またこの会の趣旨に賛同した所定の会費を納める者をもって会員とする。
- 第 6 条【責務】 本会の会員は本会の定める会則・倫理規定を遵守しなければならない。
- 第 7 条【資格喪失】 本会の会員は以下の事由によって、その資格を喪失する。
1. 退会 退会には主宰者又は当会事務局宛に退会の意思を申告し、必要に応じて届を提出しなければならない。
 2. 死亡 会員本人が死亡した場合には届出が無い場合でも退会とする。
 3. 除名 会員に本会の趣旨・目的・会則・倫理規定に違反する行為があった場合、主催者がこれを除名することができる。

第4章 組織と運営

- 第 8 条【役員】 本会に下記の役員を置く。
1. 主宰者 1名
 2. 理事 若干名
 3. 監事 1名
- 第 9 条【指名】 主宰者は本会の代表として会務を遂行し、会務遂行に必要な理事及び監事を指名することができる。
- 第 10 条【会費】 本会の会費額及び納入方法は主宰者が決定する。
当会入会費を ¥10,000 とし、入会時に本会事務所にて納入する事とする。
- 第 11 条【年度】 本会の年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第5章 雑則

- 第 12 条 本会の会員資格、事業およびその運営を明細化するために、別に各規定を設ける。
- 第 13 条 本会の会則は主宰者が理事の意向及び、会員の意向を踏まえて改正することができる。

第6章 付則

この会則は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

クロスワード心理研究会 倫理規定

クロスワード心理研究会は、クロスワード心理研究会会則第6条の規定に基づき、この規程を制定する。

- 第 1 条 本来、会員の専門的業務は、対象者の自発的な援助依頼に応じてなされるべきものである。この場合において、援助依頼者が援助を受ける対象者と異なる場合(親、教師、公共機関等の場合をいう。)は、常に援助対象者の利益及び人権を優先させなければならない。
- 第 2 条 会員は、援助依頼者及び対象者の人種、年齢、性別等の違いによって、提供する援助活動の内容に不当な差別をしてはならない。
- 第 3 条 会員は、援助依頼者の目的又は援助活動の結果が対象者の基本的人権を侵すおそれがある場合には、その活動に従事してはならない。
- 第 4 条 会員は、会員自身の個人的関心若しくは金銭上の不当な利益、又は所属する組織若しくは機関の不当な利益のために臨床業務を行ってはならない。
- 第 5 条 会員は、専門職としての知識と技術水準を保持し、及び向上させるために、不断の学習と継続的な研修によって自己研鑽を積まなければならない。
- 第 6 条 会員は、当会が認定する資格内容を加味し、自分の能力の限界を超えると判断されるときは、対象者の同意の下に他の心理臨床家に協力を求め、委託しなければならない。
- 第 7 条 会員が対象者と接遇して行う心理療法、カウンセリング等の援助的活動は、所定の臨床の場においてだけ行うべき職業的行為であって、会員は、原則として、私的な場所又は公開の場でこれを行ってはならない。
- 第 8 条 会員は、現に臨床的関係をもっている対象者との間では、私的交際を避けなければならない。
- 第 9 条 会員は、法律に別段の定めがない限り、対象者の秘密保持のために、他の関連機関からの照会に対して、又は対象者の記録の保存と廃棄等については、十分慎重に対処しなければならない。
- 第 10 条 会員は、対象者本人又は第三者の生命が危険にさらされるおそれのある緊急時以外は、対象者の個人的秘密を関係者に伝えてはならない。この場合においても、会員は、その秘密を関係者に伝えることについて、対象者の了解を得るように努力しなければならない。
- 第 11 条 対象者の個人的秘密を保持するために、研修、研究、教育、訓練等のために対象者の個人的資料を公開する場合には、会員は、原則として、事前に当該対象者又はその保護者に同意を得なければならない。また同意を得た場合においても、会員は、公表資料の中で当人を識別することができないように、配慮しなければならない。
- 第 12 条 会員は、専門的知識及び技能水準の向上と平行して、倫理意識の向上を目指して研鑽を積み、これを遵守するようにしなければならない。
- 第 13 条 会員は本研究会の倫理に反する行動、もしくは反社会的な行動をとってはならない。
- 第 14 条 会員は研究会の認定資格を取得した者のみ、カウンセリング業務を遂行することができる。

クロスワード心理研究会 資格認定基準

クロスワード心理研究会は、クロスワード心理研究会倫理規定第6条の規定に基づき、この規程を制定する。

第 1 条 会員は定期的に行われる資格取得試験を受験し、合格の後に各資格に相当する講習会、諸活動へ参加することができる。

第 2 条 カウンセラー資格取得試験料は¥3,000とし、受験時に当会事務局にて納入する。

第 3 条 各資格認定の有効期限は三年間とし、資格認定更新には下記の更新試験への合格を必要とする。
・各種コース・・・筆記試験／面接試験

ただし、下記条件に相当する受験者には筆記試験が免除される。

1. 有効期限内に20ヶ月以上の当会主催の講習会の受講。
2. 有効期日前後半年間にスーパーヴァイズを受講。

第 4 条 会員は基礎コース内容を修了し、次のコースへ進級することができる。
ただし、入会時にクラス編成試験を受験し、知識量、技術力、倫理観に応じて相当するクラスへ編入することも可能とする。

第 5 条 心理カウンセラーコースは下記の三段階によって構成される。
・基礎心理学コース（基礎・中級・上級）
・心理カウンセラー養成クラス（認定初段）
・心理カウンセラースキルアップコース（認定中段・上段）

ただし、各段階の認定基準は次の通りとする。

- ・基礎心理学
各種技法・アセスメントを理解し、活用することができる知識と技術の習得。
また、対象者の情報収集を行い、見立て・目標設定・アプローチ方法の決定・実施という一連の対人援助業務が実施できる知識と技術の習得。
- ・心理カウンセラー養成
分析教科、事例研究、ロールプレイング実習などを繰り返し行う。
また自律訓練法などの各種技法も学んでいき、アプローチ技術の追加習得。
- ・心理カウンセラースキルアップ
心理カウンセラー資格保持者達が対面した事例を元に見立てを行い、またカウンセラー自身のスーパーヴァイズも実施。

第 6 条 会員は心理カウンセラー養成コースを修了後、心理カウンセラーとして所定の基準（知識と技術、倫理観を習得）を認められ、資格認定試験に合格することでCB心理カウンセラーとして活動する事ができる。
資格習得後、心理カウンセラースキルアップコースを受講し、または各階級の認定基準を満たすことにより各階級の心理カウンセラーとして認定され活動することができる。

心理カウンセラーの各階級の認定基準は次の通りとする。

- ・CB心理カウンセラー（認定初段）
心理カウンセラー養成コースを修了後、所定の基準を認められ、資格試験に合格する事
- ・CM心理カウンセラー（認定中段）
スキルアップコースを継続的に約2年受講し資格試験に合格する事
または、2年以上の実務経験か、年間50件程度の事例数をこなす事
- ・CS心理カウンセラー（認定上段）
スキルアップコースを継続的に約2年受講し資格試験に合格する事
または、4年以上の実務経験か、100件程度の事例数をこなす事